

拠点回収について

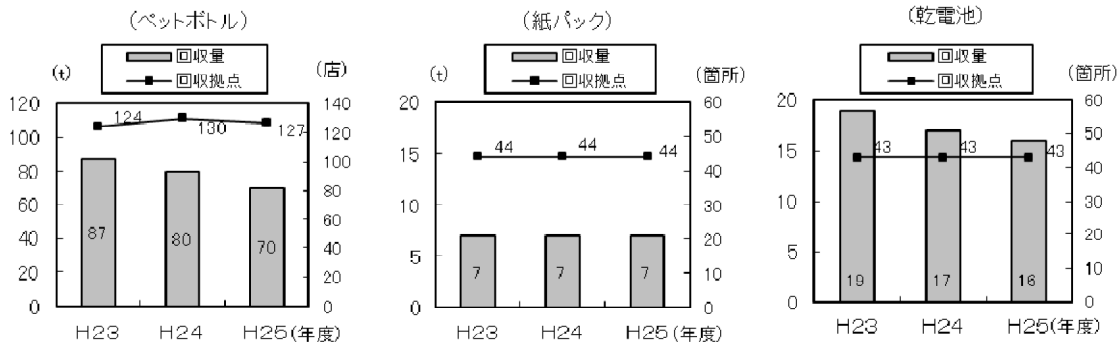
1 概要

目黒区の公共施設等を回収場所として、乾電池（月 2 回）及び紙パック（月 1 回）の回収を行っている。ペットボトルの店頭回収については、平成 25 年審議会にて報告したとおり、27 年 2 月をもって廃止する。（東京ルールⅢ廃止）

2 拠点回収場所

平成 26 年度 回収拠点一覧参照

3 回収量の推移



4 現行一般廃棄物処理基本計画での位置づけ

個別施策「新たな収集システム構築検討」（一般廃棄物処理基本計画 P 3 2）

5 課題

- ・ 回収拠点数
- ・ 回収品目

以 上

平成26年度 回収拠点一覧

ペットボトル拠点回収店舗一覧 129店舗

平成26年4月1日現在

	月・水・金(66箇所)	火・木・土(63箇所)
1	セブンイレブン・清水池池ノ上販売所	ローソン・柿の木坂店
2	サンクスアンドアソシエイツ・目黒本町店	セブンイレブン 目黒柿の木坂店
3	ファミリーマート 目黒本町三丁目店	スリーエフ碑文谷6丁目店
4	セブンイレブン・武蔵小山西口店	ローソン・学芸大学店
5	セブンイレブン・目黒平和通り店	セブンイレブン・学芸大学駅東
6	(株) 博水社	ひのや酒店
7	ヤマザキディリーストア・目黒本町店	ファミリーマート・学芸大学駅東店
8	ファミリーマート・原町1丁目店	ファミリーマート・学芸大学店
9	ファミリーマート西小山駅前	東急ストアー学芸大学店
10	ローソン目黒洗足駅前店	ファミリーマート学芸大学駅西口店
11	東急ストア洗足店	サンクス 学芸大学西口店
12	セブンイレブン・目黒南3丁目イズミ酒店	ローソン・鷹番3丁目店
13	東急ストアー大岡山店	ローソン・祐天寺1丁目店
14	ファミリーマート・目黒緑が丘店	NL ローソン 目黒祐天寺店
15	ファミリーマート・緑が丘1丁目店	東急ストアー祐天寺店
16	文化堂緑が丘店	ファミリーマート 祐天寺駅前店
17	セブンイレブン・目黒自由通り店	ミニストップ・東山2丁目店
18	自由が丘やまや	セブンイレブン 上目黒5丁目店
19	セブンイレブン・目黒自由が丘1丁目東店	ローソン・目黒東山店
20	東急ストアー自由が丘店	セブンイレブン・目黒東山3丁目店
21	ローソン・自由が丘店	ファミリーマート・東山3丁目店
22	大丸ピーコック・自由が丘店	ポプラ池尻大橋店
23	クイーンズ伊勢丹目黒店	サンクスアンドアソシエイツ・池尻大橋店
24	ローソン・八雲2丁目店	丸正食品目黒大橋店
25	セブンイレブン・目黒八雲5丁目店	ファミリーマート目黒青葉台4丁目店
26	ローソン・駒沢公園店	am/pmジャパン渋谷神泉町店
27	(株) 紀久屋	セブンイレブン・駒場大橋千歳屋
28	セブンイレブン・目黒柿の木1丁目店	サンクスアンドアソシエイツ・駒場東大前店
29	ファミリーマート都立大学駅前店	ローソン・駒場1丁目店
30	ナチュラルローソン・都立大学駅前店	サンクスアンドアソシエイツ・駒場4丁目店
31	東急ストアー都立大店	遠州屋酒店(国分グローサーズチェーン)
32	セブンイレブン・目黒中根2丁目店マスレン	セブンイレブン・目黒駒場1丁目店
33	ナチュラルローソン・目黒中根2丁目店	モンマートスルガヤ
34	コープとうきょう・目黒南センター	ファミリーマート・目黒東山1丁目店
35	高林酒店	ファミリーマート・日清青葉台3丁目店
36	セブンイレブン・中央1丁目店	セブンイレブン 青葉台3丁目店
37	ローソン・目黒中町1丁目店	ミニストップ・青葉台2丁目店
38	セブンイレブン・中町1丁目店	セブンイレブン・朝日橋店
39	ローソン 目黒 1丁目店	NL ローソン 青葉台一丁目店
40	ファミリーマート目黒1丁目店	東急ストアー中目黒

41	ファミリーマート 目黒三田通り店	セブンイレブン 中目黒アラスタワー店
42	国分グローサーズチェーン・コミュニティストアあいはん	ローソン・目黒中央町2丁目店
43	ファミリーマート・河田屋中目黒店	ファミリーマート目黒中町店
44	ファミリーマート中目黒1丁目店	オオゼキ祐天寺店
45	セブンイレブン・中目黒エーユー	コミュニティストア祐天寺竹中店
46	ミニストップ・下目黒2丁目店	マイマート・甲州屋
47	セブンイレブン 目黒柳通り店	セブンイレブン・油面大沢商店
48	サンクスアンドアソシエイツ・下目黒店	ローソン・大鳥神社前店
49	ファミリーマート・佐野久下目黒店	サンクスアンドアソシエイツ・中目黒駅前店
50	伊勢元酒店	セブンイレブン・上目黒2丁目店
51	ローソン・下目黒2丁目店	プレッセ中目黒
52	セブンイレブン・目黒行人坂店	セブンイレブン上目黒3丁目店
53	ローソン・下目黒1丁目店	サンクスアンドアソシエイツ・上目黒
54	東急ストアー清水台店	ファミリーマート・上目黒2丁目店
55	セブンイレブン・目黒元競馬場	ローソン・中目黒
56	ミニストップ・下目黒6丁目店	セブンイレブン・五本木紀伊国屋商店
57	ファミリーマート・下目黒6丁目店	田道リサイクルプラザ
58	ファミリーマート・原町2丁目店	セブンイレブン 上目黒1丁目店
59	ファミリーマート・小浦中目黒店	ファミリーマート目黒中央町店
60	ファミリーマート目黒アルコタワー店	ファミリーマート学芸大学駅南店
61	ファミリーマート目黒柿の木坂店	ファミリーマート 小浦青葉台店
62	セブンイレブン・原町1丁目店	コープとうきょう・目黒南センター
63	セブンイレブン 目黒東が丘2丁目店	セブンイレブン碑文谷3丁目店
64	オオゼキ 碑文谷店	
65	セブンイレブン 下目黒6丁目店	
66	セブンイレブン 目黒南2丁目	

※表の中には2ヶ所重複有り

平成 26年度 回収拠点一覧 (廃乾電池・紙パック)

(平成26年4月1日現在)

	紙パック	乾電池	名称	住所
1	○	●	駒場住区センター	駒場1
2	○		駒場老人いこいの家	駒場1
3	○		駒場野公園自然観察舎	駒場2
4		●	駒場体育館	駒場2
5	○		駒場小学校	駒場3
6	○	●	菅刈住区センター	青葉台2
7	○		東山中学校	東山1
8	○	●	東山住区センター	東山3
9		●	東山社会教育会館	東山3
10		●	北部地区サービス事務所	大橋1
11	○		(福)愛隣会あゆみ園・のぞみ園	大橋2
12	○	●	目黒区総合庁舎(西口)	上目黒2
13	○	●	烏森住区センター	上目黒3
14	○	●	中目黒住区センター	中目黒2
15		●	めぐろ学校サポートセンター	中目黒3
16	○	●	特別養護老人ホーム中目黒	中目黒5
17	○	●	田道住区三田分室	三田2
18	○		田道小学校	目黒1
19		●	田道ふれあい館(1階)	目黒1
20	○		目黒エコプラザ	目黒1
21		●	目黒区民センター(受付前)	目黒2
22	○		目黒区消費者センター(区民センター内)	目黒2
23	○	●	下目黒住区センター	下目黒2
24		●	第三中学校	下目黒3
25		●	不動児童館	下目黒5
26	○	●	不動住区センター	下目黒6
27	○	●	油面住区センター	中町1
28	○		○○	五本木3
29	○		○○	祐天寺1
30		●	上目黒住区センター	祐天寺2
31		●	防災センター	中央町1
32		●	中央地区サービス事務所	中央町2
33	○	●	五本木住区センター	中央町2
34	○		中央中学校	中央町2
35	○		○○	鷹番1
36	○	●	鷹番住区センター	鷹番3
37	○	●	月光原住区センター	目黒本町4
38	○		○○	目黒本町5
39	○	●	向原住区センター	目黒本町5
40	○	●	原町住区センター	南1
41		●	南部地区サービス事務所	碑文谷1
42		●	碑住区センター	碑文谷2
43	○	●	大岡山東住区センター	碑文谷3
44		●	目黒碑文谷四郵便局	碑文谷4
45	○	●	大岡山西住区センター	平町1

46	○	●	中根住区センター	大岡山1
47	○		山宮政貴子	中根2
48	○	●	自由が丘住区センター	自由が丘1
49	○		ザ・ガーデン自由が丘	自由が丘2
50	○	●	第十一中学校	緑が丘1
51	○	●	緑が丘コミュニティセンター別館	緑が丘2
52		●	西部地区サービス事務所	柿の木坂1
53		●	八雲住区センター	八雲1
54	○		宮前小学校	八雲3
55	○	●	自由が丘住区宮前分室	八雲3
56		●	東根住区センター	東が丘1
57	○	●	特別養護老人ホーム東が丘	東が丘1
58	○		○○	東が丘1
59		●	めぐろ区民キャンパス	八雲1
	41	42	拠 点 数 計	

※表中、拠点名○○は個人名

事業系ごみの現状と課題について

1 事業系ごみの現状

(1) 事業者の責任

廃棄物の排出抑制や適正処理などについて定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、事業活動に伴って発生したごみや資源は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。

(2) 廃棄物の処理手数料

事業者は自らの事業活動で発生した事業系一般廃棄物を処理する際、廃棄物の排出量に応じて廃棄物処理手数料を負担しなければならないが、区は廃棄物の処理手数料の上限額を条例で定めている。

また、区は廃棄物の処理手数料と廃棄物処理にかかる原価との間に乖離が生じないように、4年に1回の頻度で処理手数料の見直しを行うこととしている。

なお、23区の処理手数料は、一般廃棄物の収集運搬の許可を受けた処理業者が、複数の区に跨って廃棄物の収集が認められていること、中間処理（焼却処理等）が23区の共同処理であることなどから、同一金額としている。

処理手数料（平成 25 年 10 月 1 日改正）概要

- ※ 1kgあたり36.5円（収集運搬許可業者が排出事業者から徴収する限度額）
- ※ ごみ処理券は、100券、200券、450券、700券の4種類がある。

2 目黒区における事業系一般廃棄物の取扱い

小規模事業者もしくは、ごみと資源の量が1日あたり50kg未満の事業所については、ごみ処理券を貼付（有料）することで、家庭ごみの収集・運搬に影響がない範囲で、事業系一般廃棄物を区の収集に排出することができる。

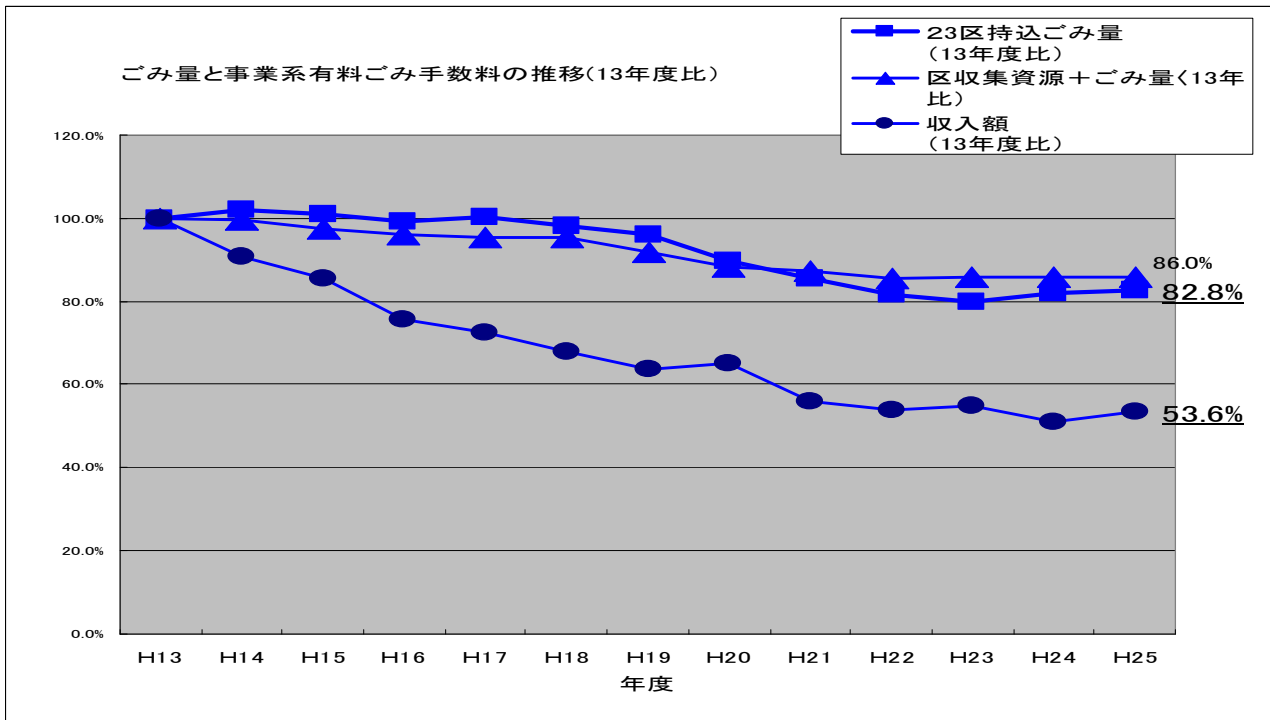
※東京都清掃局当時の基準を引用し、区廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び適正処理に関する条例で規定している（23区の状況は参考資料1のとおり）。

3 事業系ごみの課題

(1) ごみ量と処理手数料収入額

平成12年度、東京都から清掃事業移管されて以来、事業系一般廃棄物処理手数料の収入額が年々少なくなっている。平成13年度と平成25年度を比較すると、23区持ち込みごみ量の減少（17.2%）に比べて、収入額が46.4%も減少しており、事業系一般廃棄物が家庭系廃棄物に混入している懸念がある。

(2) 普及啓発について（別紙 事業系ごみパンフレット）



- ※ 区の収集に排出している事業系一般廃棄物量が把握できないため、比較データとして23区の持込ごみ量及び目黒区の資源とごみ量の推移を表示した。
- ※ 平成20年度、平成25年度に収入額が増加したのは、手数料改定によるものである。
- ※ 区内事業所数は、平成13年度が12,992件であり、平成24年度が12,526件(平成13年度比96%)であった。

参考資料1 23区における事業系ごみ収集量基準

区市町村名			
	日量50kg	それ以外	備考
千代田区	○		
中央区	○		
港区		○	民間での回収ができない場合のみ収集
新宿区	○		
文京区	○		または従業員20人以下
台東区	○		
墨田区	○		
江東区	○		
品川区		○	日量40キログラム以下の事業者
目黒区	○		
大田区	○		日量50kg未満 45ℓ袋で5袋
世田谷区	○		
渋谷区		○	1回の排出量の上限135ℓ(45ℓで3袋)
中野区	○		従業員20人以下
杉並区	○		
豊島区		○	日量又は臨時に10kg以上のごみは区は収集しない
北区		○	日量10kg未満 可燃ごみ1回45ℓで4個まで
荒川区		○	45ℓの袋で2～3袋程度
板橋区	○		
練馬区		○	1回の排出量が30kg未満
足立区	○		従業員20人以下
葛飾区		○	1回の排出量が30kg未満90ℓ(45ℓで2袋まで)以内
江戸川区	○		
	15	8	

※ 各区情報は、HP又は聴取による（平成26年8月1日現在）

参考資料2 目黒区における業種別事業所数

平成24年度の経済センサスより、事業所（30人未満）の業種別事業所数は次のとおりである。
 全事業者数は12,526件であり、30人未満の事業所が全事業所の82.4%を占めている。
 （事業所数）

業種	1 ～ 4 人	5 ～ 9 人	1 0 ～ 1 9 人	2 0 ～ 2 9 人	合計	割合
農業、林業、漁業	1	1	2	0	4	0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	0	1	0%
建設業	269	134	52	15	470	5%
製造業	338	119	64	29	550	5%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	0	2	0%
情報通信業	157	61	53	20	291	3%
運輸業、郵便業	29	9	18	10	66	1%
卸売・小売業	1,717	554	376	117	2,764	27%
金融業・保険業	43	32	25	16	116	1%
不動産業、物品賃貸業	1,039	173	49	16	1,277	12%
学術研究、専門・技術サービス業	426	132	56	15	629	6%
宿泊業、飲食サービス業	850	418	225	77	1,570	15%
生活関連サービス業、娯楽業	735	192	85	23	1,035	10%
教育、学習支援業	152	68	60	21	301	3%
医療、福祉	357	268	141	27	793	8%
複合サービス事業	1	20	3	0	24	0%
サービス業(他に分類されないもの)	250	93	65	21	429	4%
合計	6,366	2,275	1,274	407	10,322	100%

事業系ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・資源・古紙) は、全てが有料です。

『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』となっています。 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条(事業者の責務)】

『事業者』とは・・・

必ずしも営利を目的として事業を営む者とは限りません。会社、国の機関、都道府県や区市町村などの地方公共団体、法人、個人事業者のすべてをいいます。

『事業系ごみ』とは・・・

店舗や会社などの事業活動から出た資源やごみのことです。

例えば、オフィスビルの従業員などの飲食に伴う弁当の空き容器、飲食店から出る調理後のくず・残飯、小売店から出る商品を梱包していたビニールや段ボールなどです。(ただし、法律で定められた産業廃棄物や粗大ごみなどは除く。)

『自らの責任において適正に処理しなければならない』とは・・・

自己処理だけではなく、許可を受けた処理業者への委託処理も含まれます。他者へ委託する場合は、その処理に要する費用を負担することになります。

*小規模事業者若しくは、資源とごみの量が1日あたり50kg未滿の事業所については、有料で区の収集に出すことができます。

『事業系ごみを区の収集に出す』には・・・

事業系有料ごみ処理券(有料シール)をあらかじめ購入し、容量にあったシールを貼ってお出してください。

事業系ごみを集積所に出す場合には、
裏面をご覧ください。

事業系有料ごみ処理券(有料シール)の貼り方

●燃やすごみ、燃やさないごみ

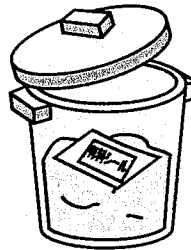
袋で出す場合

使用した袋の容量と同じ有料シールを貼ってください。



容器で出す場合

中のごみ容量に応じた有料シールを貼ってください。



●資源

びん・缶・ペットボトル・プラスチック製の「容器」や「包装」

それぞれの品目ごとに分別して中身の見える袋に入れ、袋の容量と同じ有料シールを貼ってください。※ 資源は専用回収容器に入れなくてください。



びん



缶



ペットボトル



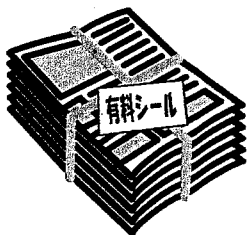
プラスチック製の「容器」や「包装」

●古紙

※古紙(新聞・雑誌類・段ボール)は、戸別回収のため事前登録が必要です。
※町会・自治会等の集団回収には出せません。

新聞・雑誌類 高さ10cmにつき
10ℓ 有料シール1枚

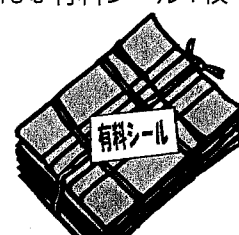
段ボール みかん箱10kg入程度の
大きさ2枚につき
10ℓ 有料シール1枚



新聞は4つ折A4サイズ



品目ごとにひもでしる



★有料シールには必ず事業所名を記入してください。



★袋の場合

10ℓの袋→10ℓの有料シール
20ℓの袋→20ℓの有料シール
45ℓの袋→45ℓの有料シール
70ℓの袋→70ℓの有料シール
(70ℓの袋は軽量なごみ専用となります)

★有料ごみ処理券の種類と料金

種類	枚数	金額
10ℓ券	1セット10枚	690円
20ℓ券	1セット10枚	1,380円
45ℓ券	1セット10枚	3,100円
70ℓ券 (軽量ごみ専用)	1セット5枚	2,415円

★有料ごみ処理券販売所

有料ごみ処理券は右の標識のあるお店、コンビニエンスストアなどでお買い求めください。



注意1

店舗と住まいが一緒の場合は、事業系ごみと家庭ごみは別にしてお出してください。

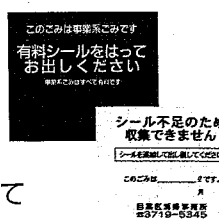
※混入したものは全てが事業系ごみとなります。



注意2

有料シールの貼られていないもの、料金不足、分別されていないものは収集できません。

※右のような警告シールを貼って取り残すことがあります。



問い合わせ先 ☆ 目黒区清掃事務所 電話3719-5345
☆ 清掃リサイクル課 電話5722-9572

平成25年10月改訂

「めぐろ買い物ルール」の現状と事業者の課題について

1 「買い物ルール」の内容について

(1) 国の動き（3R関連）

平成 25 年 5 月に改定された第 3 次循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という）の中で取り組むべき課題として以下の点が挙げられている。

- ① 2R の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 循環資源の高度利用と資源確保
- ③ 安心・安全の確保
- ④ 循環社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組と地域循環圏の高度化
- ⑤ 廃棄物の適正処理
- ⑥ 国際的取り組み

(2) 循環基本計画における事業者の役割について

① 製造業者、小売事業者等

製造業者等は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ、法令順守を徹底し、排出者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められる。また、拡大生産者責任を踏まえて、製品が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められる。例えば、①環境配慮設計の徹底、②使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換、③簡易包装の推進、④レジ袋の削減、⑤リサイクルの推進、⑥資源・エネルギー利用の効率化、⑦グリーン購入・グリーン契約などの取組を進めることにより、事業活動に伴う環境負荷が低減されることになる。

小売り業者は、消費者に近い事業者として、特に一般廃棄物削減に係る取組への貢献が求められる。例えば、①リユース製品、リサイクル製品等の積極的な転売、②簡易包装の推進、③牛乳パックや食品容器、小型家電等の店頭回収、④マイパックの推奨などの取組を進めることにより、家庭や事務所から排出される廃棄物が削減される。

② 廃棄物処理業者・リサイクル業者

廃棄物処理業者については、生活環境の保全と衛星環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが求められる。

(2) めぐる買い物ルールにおける事業者の現状

①加入状況（事業者）

平成26年3月末現在 26店舗（別紙1）

②めぐる買い物ルールにおける「お店のルール」の現状

<ルール1 1日1回ノーレジ袋のすすめ>

- ・「レジ袋は必要ですか？」と声かけすることで、お客様が断りやすい雰囲気作りを工夫してみよう
- ・「不要なときは声をかけて」から「必要なときは声をかけて」に、お店のルールを転換してみよう
- ・レジ袋がいない人のための専用レジゾーンを作ってみるのも新しいアイデア。
- ・袋詰めで余った未使用のレジ袋を回収するボックスを設けてみては？必要な人がこれを再利用できる工夫してみよう。
- ・他のお店や区と協力して、キャンペーンを展開してみよう。

<ルール2 ばら売りを選ぼう！>

- ・できるところからバラ売り商品を増やしてみよう
- ・お客様に、バラ売りや必要に応じた購入量が選べるオプションを用意して伝えよう。

<ルール3 詰め替え商品を選ぼう！>

- ・取り扱う詰め替え商品を少しずつ増やしてみよう。
- ・詰め替え商品をできるだけ目立たせよう。

<ルール4 残さず食べる工夫をしよう！>

- ・食べ残しを減らすため、持ち帰りたい人が持ち帰れるような、無理のないしくみを工夫してみよう。
- ・ごはんは大盛・小盛が選べるように、メニューに加えてみよう。

<ルール5 「長く」「繰り返し」を見直そう>

- ・修理や点検サービスを充実させ、長く使ってもらえるよう工夫しよう。また区と協力してPRしよう。
- ・お客様に、長持ちさせる使い方、手入れの仕方、さらに修理や点検サービスについて説明しよう
- ・「使い捨て容器」をできるだけ少なくする工夫をしてみよう。例えば、コーヒーやジュースのカップ、割りばしなど。

③現行めぐろ買い物ルールにおける課題について

(3) めぐろ買い物ルールにおける新たな課題について

以 上

めぐろ買い物ルール参加店一覧 (平成26年3月末現在)

	店 舗 名	業種(メニュー・取扱品目例)	形態	所在地
1	銀水	飲食店(中華・ラーメン)	A	平町 1-27-5
2	酪王牛乳自由が丘販売店	牛乳店[販売・配達](牛乳)	B	緑が丘 2-7-10
3	DUN AROMA(ダンアロマ)	飲食店(自家焙煎コーヒー)	B	平町 1-22-12
4	上海菜館	飲食店(中華料理)	A	鷹番 3-12-5
5	ふたつめ	飲食店(串揚げ)	A	上目黒 3-9-5-101
6	なかめのでっぺん	飲食店(ろばた焼)	A	上目黒 3-9-5-102
7	松屋 都立大学店	飲食店(牛めし)	A	平町 1-27-5
8	松屋 祐天寺店	飲食店(牛めし)	A	祐天寺 2-2-7-2F
9	松屋 自由が丘店	飲食店(牛めし)	A	自由が丘 1-12-3-1F
10	松屋 学芸大学店	飲食店(牛めし)	A	鷹番 3-8-7
11	松屋 中目黒店	飲食店(牛めし)	A	上目黒 3-3-1
12	松屋 池尻大橋店	飲食店(牛めし)	A	東山 3-1-15
13	ビアステーション	飲食店(ビアホール)	A	渋谷区恵比寿 4-20-3
14	C a f e Y u i	飲食店(マクロビオテック)	A	世田谷区奥沢2-10-7
15	ひぶすま屋	飲食店(ラーメン)	A	世田谷区奥沢5-20-13
16	曾我自転車店	自転車店[販売・修理]	C	上目黒 2-49-20
17	竹林	飲食店(喫茶・販売)	A・B	上目黒 2-19-15
18	稲毛屋天野屋	惣菜販売	B	祐天寺 1-22-4
19	アーバンフォト	D P E、クリーニング取次	D	平町 1-25-14
20	さかた	飲食店(うなぎ・割烹)	A	上目黒 2-6-9
21	都立大学のひものや	飲食店(飲食サービス)	A	平町 1-26-11
22	ミモレ	修理店(ファッションリフォーム)	C	緑が丘2-17-15
23	パースリペアサービス	修理店(洋服直し・リフォーム)	C	目黒本町1-13-1
24	トリプルエー	修理・レンタル店(自転車)	C	八雲3-9-12
25	エコメッセ「水・緑・木地」学芸	リユース品販売	C	碑文谷6-1-19
26	ルーリッジ	修理店(靴)	C	世田谷区奥沢5-27-9

注) A・・・割り箸等使い捨て箸等の使用取り止め

B・・・替替びん(リターナルびん)の使用・回収、リサイクルのための容器回収、マイカップ採用

C・・・レンタル・修理(繰り返し使用)、リサイクル・リユース品販売

D・・・容器等回収、レジ袋有料化・買い物袋

事業者への排出指導について

1 事業者の減量義務

事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するため必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。(事業系廃棄物の減量：条例 16 条)

また、事業者は物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(廃物の発生抑制等：条例 17 条)

さらに、事業用大規模建築物の所有者等には、事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下、「事業用大規模建築物」という。)の所有者は再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならないことになっている。(条例 20 条第 1 項)

2 事業用大規模建築物等への排出指導

区では条例に基づき、事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量と再利用の促進のため、事業等用途に供する床面積の合計が 3,000 m²以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者の選任届、再利用に関する計画書、廃棄物保管場所及び再利用対象物の保管場所の設置届等の義務付けをおこない、提出された再利用計画書に基づき、適宜、建築物に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導と助言を行っている。

また、床面積の合計が 100 m²以上、3,000 m²未満についても努力規定であるが、再利用対象廃棄物保管場所の設置の事前協議を行っている。

【平成 25 年度の排出指導・立入り検査数】

床面積の合計が 3,000 m ² 以上の事業用建築物	オフィス 7 件、ホテル等 2 件、工場等 1 件、医療機関 2 件、学校 8 件、その他 1 件、計 21 件立入調査
床面積の合計が 100 m ² 以上 3,000 m ² 未満の事業用建築物	(届出を受理しているのみ)

3 小規模事業者への排出指導

小規模事業者もしくは資源と廃棄物が日量50kg未満の事業所は、家庭ごみの収集・運搬に影響がない範囲で、有料で区の収集に出すことができることになっている。

(条例52条第1項)

排出時に有料処理券の未貼付や容量不足又は不適正排出を発見して、事業者が特定できる場合は、収集職員又は、ふれあい指導職員により直接指導を行っている。

なお、事業者が特定できない場合は、排出状況・排出場所を鑑み、警告シールを貼付するなどして指導を行っている。

4 課題

(1) 事業用大規模建築物の課題

床面積の合計が3,000㎡以上の事業者は、条例上の義務付けや立入り指導等で適正排出や発生抑制はかなり進んできているものと思われる。今後は義務付け対象事業所等の拡大(2,000㎡以上、もしくは1,000㎡以上)を視野に入れ、建築物所有者や管理者の理解を求め、さらなる廃棄物の減量・発生抑制及び再利用の促進を図る必要がある。

(2) 小規模事業者の課題

「資料2 事業系ごみの現状と課題について」で説明したとおり、平成12年度の清掃事業の移管後、廃棄物処理手数料が右肩下がり減収している。このことは、小規模事業者の自主的な廃棄物の発生抑制及び再利用も考えられるが、有料処理券の貼付せずに排出されている事業系ごみ及び資源がかなり見受けられることから、さらなる適正排出に向けた指導を強化する必要がある。

また、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適性に処理しなければならぬ。」(廃棄物処理法第3条)ことになっていることから、自己処理及び許可を受けた処理業者への委託処理への促進を図る必要がある。

以 上